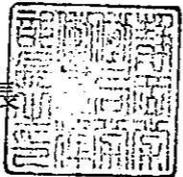


静労基発 0529 第 3 号
令和 6 年 5 月 2 9 日

関係団体の長 殿

静岡労働局労働基準部長



個人ばく露測定定着促進補助金の実施に係る周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和6年5月23日付け基安化発0523第1号「個人ばく露測定定着促進補助金の実施に係る周知について」をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通達がありました。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長からの通達につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

また、通達にあります助成金の概要、申請先についてのサイトも開設されております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法令の改正趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

【助成金の概要、申請先】

厚生労働省ホームページ掲載先のアドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38665.html

公益社団法人全国労働衛生団体連合会ホームページ掲載先のアドレス

<https://www.zeneiren.or.jp/bakuro/index.html>

